

此席去ハ長考居
海外之遊多規
程一併附ノ題ニ
書報中ニ録ス

編者附言

校了

辛未正月八日於英公使館寺島大輔同公使ノ
應接記之内

燈明臺之義ニ甘道口口相鉄枝度右者條約面ニ
何程より入用積方々々譯ニ云々然ル處追々之
入費相嵩ニ六七十万兩程も相掛リ其外亦後建
種々々入費ニ相成々間巨細取調々上口相鉄及
度々

第志号

横濱ニ大隈公口立合々上口相鉄枝度
存居々

大隈々方々規則々義々甘道口口鉄判々鉄私方々
莫大々々入費々其意々々々々々々々々大隈々
子柄相遠以多々々々々今巨細々取調々々々々
道口口鉄判一の枝々

四年二月廿九日

工部省 洋

外務省

去年年一十月五日、東京、神田區、神田區、
岡子、林多、中、建、長、春、の、村、集、り、人、
飲、料、に、対、し、種、々、の、事、件、が、起、り、
桂、濱、の、事、件、に、關、し、て、今、日、の、事、件、
等、に、對、し、各、官、廳、に、對、し、て、
外務省

外務省

外務省

外務省 外務省 外務省 外務省

Handwritten notes and signatures at the top of the page, including the name "外務省" and various illegible characters.

四年二月

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

四年二月廿九日

以下に記し候義おのり候

御意に承り申上り候
御光御座り候に申上り候
御光御座り候に申上り候
御光御座り候に申上り候

御光御座り候に申上り候
御光御座り候に申上り候
御光御座り候に申上り候

御光御座り候に申上り候
御光御座り候に申上り候
御光御座り候に申上り候

御光御座り候

御光御座り候
御光御座り候
御光御座り候

御光御座り候
御光御座り候
御光御座り候

御光御座り候
御光御座り候
御光御座り候

御光御座り候
御光御座り候
御光御座り候

八
工部省ハホク引續キハハ
四月九日夏ノ民部省
四年及部下從
即ハ部不致也

高
濟

類
錄

部
別
心

可
也

民部省
中

工部省
中

外務省

去年年有青島之重
陽州之修築
惟明志以建築
省(材料)之非
初多之在
今且各處之
早

外務省

學
部
及
文
部
省

年
末
中
日
會

品
相
新
劉
君
之
意
之
用
也

正
任
中
日
會

校印

此册共伊出三
レシ不府元了開後
多必電信条約會
後之我条更考子二件
ト題ル出類中編等
了

編者附言

東洋月報の性質及びその編輯の次第
一ノク入ト再考其大意ト月

十夜

フ之上に編輯の次第ト其の大意ト
其の性質ト其の編輯の次第ト
其の性質ト其の編輯の次第ト

第四子

東洋月報の性質及びその編輯の次第
一ノク入ト再考其大意ト月
南方見込
其の性質ト其の編輯の次第ト
其の性質ト其の編輯の次第ト
其の性質ト其の編輯の次第ト
其の性質ト其の編輯の次第ト

何頃か見出し付書面有之年限一
極無及不也

年限は在りて其方は為りて

事終りて之の限は其の事

五年

極限は何頃迄其の事

極限は其の事

極限は其の事

然

極限は其の事

六海

此原其内地電
信線架設關係
雜誌ト題元去
執中(編入)

編者附言

幸未二月七日於橫濱英及館大隈次廣澤幸島
外務省補用出使及ノリ久ト題後其意ハ自

書後

フシトシテノ多ク其書指海軍ニ行

中戦隊行軍中出使ノ内大寺中一雇

期浪其来ト其書其後ノ後中其書

山ノ大船其後其書其後ノ後中其書

第五号

行令其去其後ノ其書其後ノ後中其書

其國ノ其書其去其後ノ其書其後ノ後中其書

其自其其書其去其後ノ其書其後ノ後中其書

其其其其書其去其後ノ其書其後ノ後中其書

其其其其書其去其後ノ其書其後ノ後中其書

其其其其書其去其後ノ其書其後ノ後中其書

其其其其書其去其後ノ其書其後ノ後中其書

徳島県史の事

先達フシトシテ徳島県史の事

徳島県史の事

徳島県史の事

徳島県史の事

徳島県史の事

徳島県史の事

徳島県史の事

徳島県史の事

徳島県史の事

徳島県史の事

徳島県史の事

徳島県史の事

徳島県史の事

生 一 〇 〇 〇 〇 〇

在 茲 奉 命 宣 讀 皇 帝 之 詔 旨

能 一 〇 〇 〇 〇 〇

下 仰 各 官 各 司 其 職 勿 得 有 誤

宣 讀 官 〇 〇 〇 〇 〇

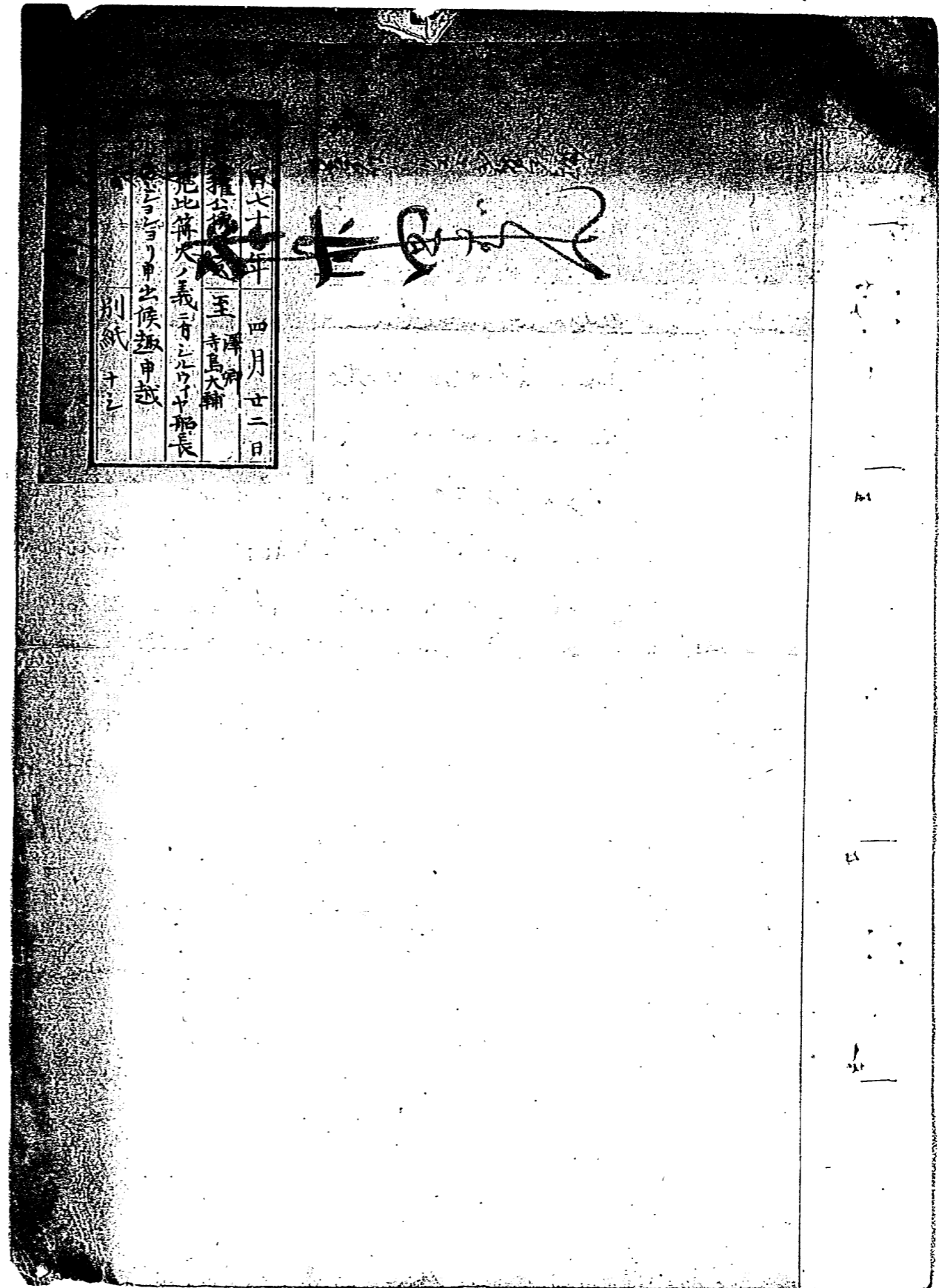
一

第六号

燈明臺ノ儀ハ兼テ海上ノ要路ヲ撰ミ外國人ト共議ノ
上建築ノ箇所々々御決定相成居候ニ付府藩縣ニ於テ
猥ニ取立候儀不相成尤緊要ノ場所ハ新ニ取立候
向モ育之候ソ、伺出ノ上可取計事

辛未二月二十五日

太政大臣三條実美



四月廿二日
至
寺島大輔
先比將大義
出候返申越
別紙

3-2187

0028

vessels making for Rock Island
and ought to be rectified as
soon as possible.

Their Excellencies will
recollect that the Notice which
they forwarded in their Despatch
of January 14, 1870, making known
the exhibition of a temporary
light on Rock Island, and
again in the Notice making
known the exhibition of the
permanent light which they
forwarded to the Undersigned in
their Despatch of December 1870
it is stated that the wood fire
on Cape Idzu has been discontinued.
As

As these Notices have been published
in accordance with the request of
Their Excellencies, Masters of vessels
will of course rely upon them,
and if led into danger by the
reappearance of a light on Cape
Idzu the Government would become
responsible. The Undersigned, therefore,
does not doubt that Their Excellencies
will see that strict orders be given
that the fire on Cape Idzu is on no
account to be lit in future.

The Undersigned begs to renew
to Their Excellencies the assurance
of his distinguished consideration.

Hauss Parker

Her Britannic Majesty's Envoy Extraordinary
and Minister Plenipotentiary
to Japan

Yedo

April 22, 1871

The Undersigned has to
inform Their Excellencies that Captain
St. John of Her Majesty's Ship "Sylph"
has reported that when approaching
Cape Idzu on the night of the 17th
Ultimo he observed that the light
on that Cape was still burning
Captain St. John has also stated
that to keep this light burning
after its extinction has been
publicly notified by the Japanese
Government is most dangerous to

Their Excellencies

vessels

Sawa Jiu sam mi Guaimu Kio

Terashima Jiu Shi i Guaimu Saiyu

Handwritten Japanese text on a document, including a date and a signature. The text is written in vertical columns from right to left. The date '171' is written vertically on the left side. The signature '英 蘭 船 長' (English/Dutch Ship Captain) is written vertically in the center. The main body of text is a formal letter or document, with a circular seal at the bottom left.

101
翻譯文

以手紙致啓上在然者

我國軍艦之ルブイヤ船將

シニジヨシカチ出在志去其國

正月止昔衣伊豆岬近寄

在初因所算火先達^{カト}在慶

在事無之趣。在右算火相

休^レ在後貴政府^カ公^ニ在布告

相成^レ在^レ上之儀。在^レ六如地^ニ在座

在^レ多^ク在^レ神見^レ元^ニ在^レ目的^ト在^レ了

航行改在船の爲に甚く危
難之り。此去に己年正月
十三日之貴簡神兒元假燈
明臺社に立在且昨閏十
月申奉燈明臺出來此去
社中裁別紙布告申伊豆岬
篝火以來相休長部八匠承知
可有之事。長右布告之趣閣下
之類應一編く相觸申下
上未船將此方者是殘信一
甲右若伊豆岬篝火再燒。
迷ひ危難。遠在節。其責

貴政府。歸一可中在依之
伊豆岬之軍出以來何故有
之在瓦交の耀一中間本古
敵重。區下命可有之事
茫然。存右之趣可得
注意如此信在以上

三月三日

英國全權後

ハルリーパークス

澤外務卿

寺嶋外務大輔

閣下

心

寫

三ノノ

四年並山好

並山好

五ノ好

去年丁丑年日本船回國

山好ノ好年以日新海舟大是也

山好ノ好年以日新海舟大是也

山好ノ好年以日新海舟大是也

山好ノ好年以日新海舟大是也

外務省

山好ノ好年以日新海舟大是也

山好ノ好年以日新海舟大是也

山好ノ好年以日新海舟大是也

山好ノ好年以日新海舟大是也

山好ノ好年以日新海舟大是也

山好ノ好年以日新海舟大是也

山好ノ好年以日新海舟大是也

三月五日

本番
我々
御
御

可濟

五月廿七日為英國軍艦江三呼江海軍長
 口前母船長等手報稱今午由港見口至廣不
 言中報言自該會該船初由三月廿四日由港出
 陽有云云其船小建之船由三月廿五日由港出
 以該船亦成知所由長海軍村地何云外以村
 濟口哨聲云云右立燈塔云云為別信云云
 以是據海軍報云云其船由三月廿五日由港出
 十八日高縣之海軍長云云其船由三月廿五日由港出
 菲山縣
 三月十九日
 外務省
 中



<p> 此書は、 徳川幕府の 御用書生 藤田鳴鶴の 著述である。 </p>	<p> 藤田鳴鶴は、 江戸時代中期 の儒学者、 蘭学博士、 蘭文辞書編纂者 として知られる。 </p>	<p> 本書は、 藤田鳴鶴の 蘭学研究の 成果をまとめた ものである。 </p>	<p> 本書は、 藤田鳴鶴の 蘭学研究の 成果をまとめた ものである。 </p>	<p> 藤田鳴鶴の 蘭学研究の 成果をまとめた ものである。 </p>	<p> 藤田鳴鶴の 蘭学研究の 成果をまとめた ものである。 </p>	<p> 藤田鳴鶴の 蘭学研究の 成果をまとめた ものである。 </p>	<p> 藤田鳴鶴の 蘭学研究の 成果をまとめた ものである。 </p>	<p> 藤田鳴鶴の 蘭学研究の 成果をまとめた ものである。 </p>	<p> 藤田鳴鶴の 蘭学研究の 成果をまとめた ものである。 </p>	<p> 藤田鳴鶴の 蘭学研究の 成果をまとめた ものである。 </p>	<p> 藤田鳴鶴の 蘭学研究の 成果をまとめた ものである。 </p>	<p> 藤田鳴鶴の 蘭学研究の 成果をまとめた ものである。 </p>	<p> 藤田鳴鶴の 蘭学研究の 成果をまとめた ものである。 </p>	<p> 藤田鳴鶴の 蘭学研究の 成果をまとめた ものである。 </p>	<p> 藤田鳴鶴の 蘭学研究の 成果をまとめた ものである。 </p>	<p> 藤田鳴鶴の 蘭学研究の 成果をまとめた ものである。 </p>
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

Vertical handwritten text on a slip of paper at the top of the page.

Small rectangular stamp or seal on the right side of the page.

Vertical handwritten text on the right edge of the page.

Main body of handwritten text in vertical columns, enclosed in a rectangular border.

福 (Fukuhara)

Handwritten notes and stamps below the '福' character.

外 (Outside)

3-2187

0042

江戸参府

無

江戸参府

福江

大

檢

江戸参府

三月廿三日付 参府 船長 為 御 意 奉 申 上 申 上

四月廿五日 参府 船長 為 御 意 奉 申 上 申 上

五月廿日 参府 船長 為 御 意 奉 申 上 申 上

六月廿五日 参府 船長 為 御 意 奉 申 上 申 上

七月廿日 参府 船長 為 御 意 奉 申 上 申 上

外

八月廿五日 参府 船長 為 御 意 奉 申 上 申 上

九月廿日 参府 船長 為 御 意 奉 申 上 申 上

十月廿五日 参府 船長 為 御 意 奉 申 上 申 上

十一月廿日 参府 船長 為 御 意 奉 申 上 申 上

十二月廿五日 参府 船長 為 御 意 奉 申 上 申 上

江戸参府

参府

江戸参府

當南は薩美人の事ニル南地成代ニ
 シルキニ六回國の事改回ハ薩人の事
 書ニ入用ハ改回ハ薩人の事
 自然以着ハ薩人の事
 之改回ハ薩人の事
 此ハ薩人の事
 此ハ薩人の事

横濱

地明書局

三月廿五日

地明書局

外務省

印中

石野ノ九番

三ノ九ノ七

神 祈

おのゝ ちのゝ

心手紙致意上ノ多ク新公ニ在テ
五ノ五國ノワセル氏死後田氏代ニ
シレフキレハ氏死後田氏代ニ
田氏ニ在入内定有様以意有様
急不用ニ...

外務省

新公當方ニ... 意有様以意有様
急不用ニ...

三ノ九ノ七
おのゝ ちのゝ

四年三月九日

貴縣致排見在然六貴國
所雇入在故在我國人ロツセル氏
免後同氏代々々々ニシテキンス
氏又在所雇入相成在約定約
書燈明臺局ニ至急在入用
有之身貴者上在問合之愛收細
無之仍而當方可有之旨祇作
越在要右條約書ハ當錄ニ無之

大方當人所持致居在問當人
出府次多問合之上匠操持
可及在右為回若可得匠意
如此匠座在以上

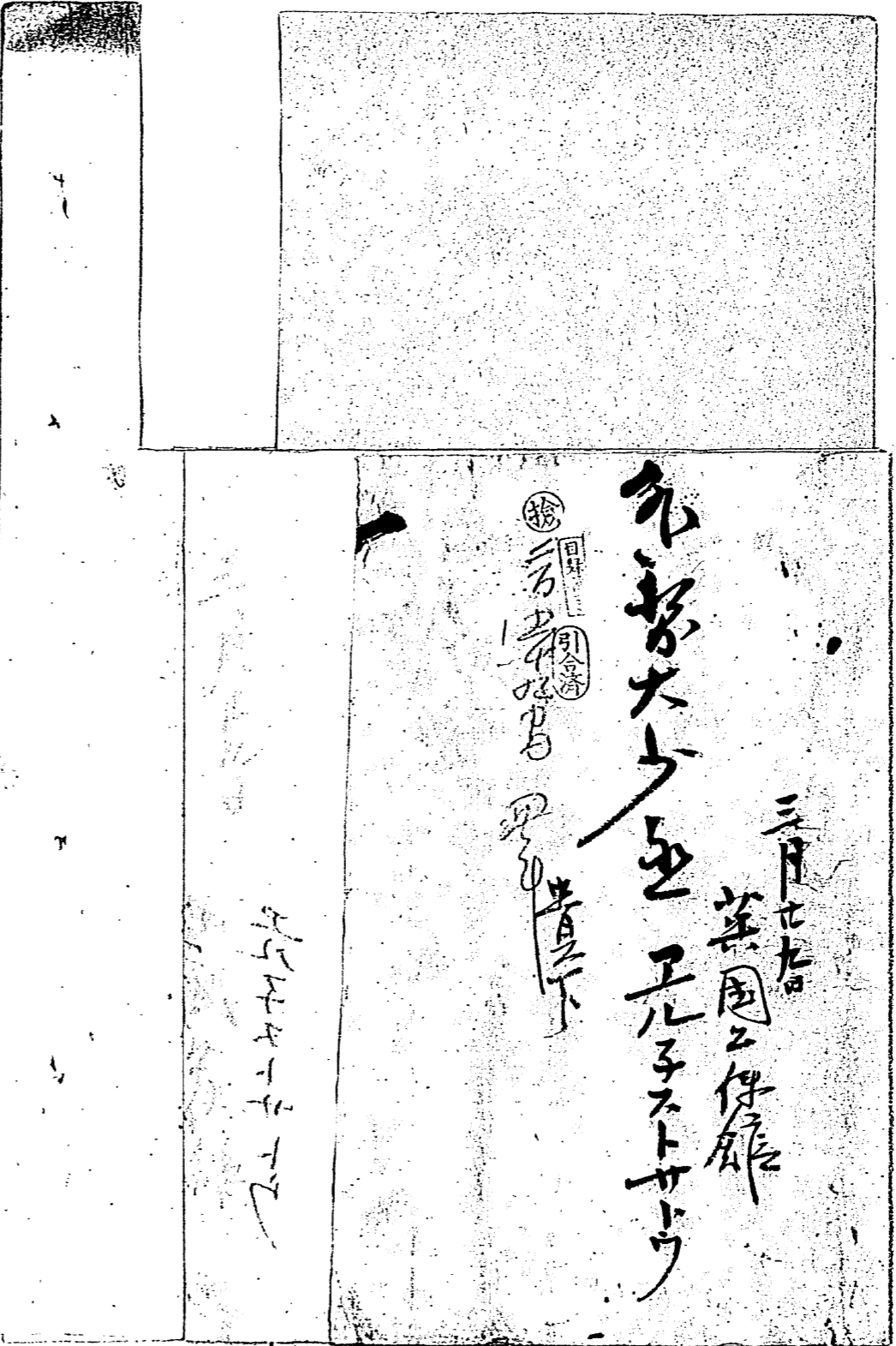
三月廿九日

英國公使館

工凡子ストサトウ

升勢大少五

貴下



三月廿七日

英國公使館

元氣大少 正八子

下

Handwritten signature or text on the left side of the document.

3-2187

0051

二百五十一番

平賀

新

大少五

大少五

日

引

印

先帝御崩御の事、御遺言に依りて皇國の事を以て御遺言に
人曰くせんは、此後曰く、昔代に之れを以て天下を
以て天下の事を以て御遺言に、御遺言に依りて皇國の事を
御遺言に、御遺言に依りて皇國の事を、御遺言に依りて皇國の事
御遺言に、御遺言に依りて皇國の事を、御遺言に依りて皇國の事

外務省

此の御遺言に、御遺言に依りて皇國の事を、御遺言に依りて皇國の事
御遺言に、御遺言に依りて皇國の事を、御遺言に依りて皇國の事
御遺言に、御遺言に依りて皇國の事を、御遺言に依りて皇國の事
御遺言に、御遺言に依りて皇國の事を、御遺言に依りて皇國の事
御遺言に、御遺言に依りて皇國の事を、御遺言に依りて皇國の事
御遺言に、御遺言に依りて皇國の事を、御遺言に依りて皇國の事
御遺言に、御遺言に依りて皇國の事を、御遺言に依りて皇國の事
御遺言に、御遺言に依りて皇國の事を、御遺言に依りて皇國の事
御遺言に、御遺言に依りて皇國の事を、御遺言に依りて皇國の事
御遺言に、御遺言に依りて皇國の事を、御遺言に依りて皇國の事
御遺言に、御遺言に依りて皇國の事を、御遺言に依りて皇國の事
御遺言に、御遺言に依りて皇國の事を、御遺言に依りて皇國の事

三月十九日

平賀

平賀

英

四月二十日

外務省
横濱
権助 彦吉

此有於此口在乃事如所ハ英人ロツセル能
 為代回國人ニシテキニス口在亦成トシ致
 若者乃國人ハ在始迄者乃國ニ百
 之ノ中然之趣致所分ハ諸君要者
 有之者ハ乃者英ニ係結上回合ハ要分
 外務省
 然之通也在乃事如所ハ英人ロツセル能
 為代回國人ニシテキニス口在亦成トシ致
 若者乃國人ハ在始迄者乃國ニ百
 之ノ中然之趣致所分ハ諸君要者
 有之者ハ乃者英ニ係結上回合ハ要分
 外務省
 然之通也在乃事如所ハ英人ロツセル能
 為代回國人ニシテキニス口在亦成トシ致
 若者乃國人ハ在始迄者乃國ニ百
 之ノ中然之趣致所分ハ諸君要者
 有之者ハ乃者英ニ係結上回合ハ要分
 外務省

前出在者ニ因者

編者附言

英人ロツセル能

四月二十日

英人ロツセル能

為代回國人ニシテキニス口在亦成トシ致

若者乃國人ハ在始迄者乃國ニ百

外務省

有之者ハ乃者英ニ係結上回合ハ要分

然之通也在乃事如所ハ英人ロツセル能

為代回國人ニシテキニス口在亦成トシ致

若者乃國人ハ在始迄者乃國ニ百

之ノ中然之趣致所分ハ諸君要者

有之者ハ乃者英ニ係結上回合ハ要分

外務省

然之通也在乃事如所ハ英人ロツセル能

手紙

○子部

○子部

子部

二部有 外務省

為申年之國定為改定月廿五日
外務省
少者方也
海軍標本

外務省

右方成也
少者方也
の原系
區別
少者方也

手紙

工部省

燈以意旨浮標等建築入費
 卒業止之目的且又該成後
 水税之規則等之見也過般以同令
 之極多所及之右各所卒業
 止之費之送來ブント之見後
 速一居の行一居向後之目的類決定
 其大畧建築成功之部分以答當
 之也之得之内海外海都令十六所
 工部省
 浮標等外諸入費共凡百三十五萬兩
 餘之与該等之答之得也去年九月
 以昇止之燈以意旨之規則が改
 之する事案初之目的ト雖雖ハ
 之等外列紙之答之得之与該等
 止之見也之燈以意旨之規則が改
 後外國人之所及也規則
 又其部令の行一居向後之目的類決定

海判

海判

別紙

燈明稅御取立規則

外國船一ヶ所ノ燈明臺ヲ通行スル

毎ニ積荷噸數一噸ヨリ洋銀四セント

ツ、運上セシムヘキ事 但一セントハ我永銀拾文ノツモリ

右運上ハ横濱其外四閤港場ノ運上所

ニ於テ取立ヘキ事

西洋東洋或ハ内海ヲ通行シ當時

收稅スヘキ燈明臺ノ負數元左ノ通

神奈川
山根 民部省

横濱入港之部

西洋ヨリ

合七箇所

佐多岬 汐岬 大島 神見元島
銀崎 觀音崎 本牧或藤元

東洋ヨリ

合四箇所

野島崎 銀崎
觀音崎 本牧或藤元

神部港ヨリ

合七箇所

和田崎 汐岬 大島 神見元島
銀崎 觀音崎 本牧或藤元

長崎港ヨリ

合八箇所	新湊港ヨリ	合四箇所	箱館港ヨリ	神部港之部	西洋ヨリ	合二箇所	東洋ヨリ	合五箇所	横濱港ヨリ	合七箇所	長崎ヨリ	合三箇所	新湊ヨリ	合二箇所
<small>琉黄島 佐多岬 汐岬 大島 神見元島 釧崎 觀音崎 本牧或藤元</small>	<small>野島崎 本牧或藤元</small>	<small>野島崎 本牧或藤元</small>	<small>箱館或藤元 本牧或藤元</small>	<small>野島崎 釧崎 觀音崎</small>	<small>野島崎 和田ヶ崎</small>	<small>佐多岬 和田ヶ崎</small>	<small>野島崎 神見元島 大島 汐岬 和田ヶ崎</small>	<small>野島崎 觀音崎 釧崎 神見元島 大島 汐岬 和田ヶ崎</small>	<small>琉黄島 江崎 和田ヶ崎</small>	<small>琉黄島 江崎 和田ヶ崎</small>	<small>江崎 和田ヶ崎</small>	<small>江崎 和田ヶ崎</small>	<small>江崎 和田ヶ崎</small>	<small>江崎 和田ヶ崎</small>

神部省
出振

箱館港ヨリ

合六箇所

箱館港大島 野島神見丸島 和四和四ヶ所

長崎港之部

西洋ヨリ

合二箇所

佐多琉黄島

東洋ヨリ

合六箇所

野島神見丸島 大島 琉黄島

横濱港ヨリ

合八箇所

本州大島 野島神見丸島 和四和四ヶ所

神部港ヨリ

合三箇所

琉黄島 江崎 和田和四ヶ所

新湊港ヨリ

合二箇所

琉黄島

箱館港ヨリ

合七箇所

箱館港大島 野島神見丸島 和四和四ヶ所

新湊港之部

西洋ヨリ

合	當時無稅
東洋ヨリ	
合	當時無稅
横濱港ヨリ	
合四箇所	本條或然元 野島ヶ崎 親音崎 氣崎
神部港ヨリ	
合六箇所	和田ヶ崎 汐岬 大島 神見元島 大ヶ島 野島ヶ崎
長崎港ヨリ	
合二箇所	神部 山根 民部省 琉黄島
箱館港ヨリ	
合一箇所	箱館或然元
箱館港之部	
西洋ヨリ	
合六箇所	佐多岬 汐岬 大島 神見元島 野島ヶ崎 箱館或然元
東洋ヨリ	
合一箇所	箱館或然元

明治元年正月廿一日年未三月と
横濱入港外五船

金子百四艘

但横濱運上船二百六艘

三月廿五刻

三月廿五刻平均四艘以下

三月廿五刻

右の如く四艘被

神奈川 民部省

計噸數

金子百四艘

計噸數平均七百餘噸

但計噸數金子百四艘

計噸數平均七百餘噸

改定噸平均四百餘噸

計噸數平均四百餘噸

金子百四艘

但一戦時海軍の増強に際しては、
概して海軍の増強に依り

西洋の海軍に劣るに於ては、
海軍の増強を急ぐ事とす

海軍の増強に依り、
海軍の増強に依り

海軍の増強に依り、
海軍の増強に依り

海軍の増強に依り、
海軍の増強に依り

海軍の増強に依り、
海軍の増強に依り

海軍の増強に依り、
海軍の増強に依り

神部省
民部省

外

西洋の海軍に劣るに於ては、
海軍の増強を急ぐ事とす

海軍の増強に依り、
海軍の増強に依り

海軍の増強に依り、
海軍の増強に依り

海軍の増強

海軍の増強に依り、
海軍の増強に依り

也

海軍の増強に依り、
海軍の増強に依り

寫像スレ法難費ヲラントシ成ル

種音

皇六万少子ノ族音

五ノ

後三ノ少子ノ族音

心

神部
民部省

辛未年

後三ノ少子ノ族音

此の如く税を減らすに及ぶ自英國スコ
ットランドに税別ありてはつらとん或
は百金を以てて對して追々控除を
し多敷き税を有する所は控除を
するの旨を以て積算の如敷き税を有
洋浪中へ二一の間に上せしめ其の
神し百を控除の旨に及ぬれば且案
計し其費を掛りて事とするは候儀に
計し其費を掛りて事とするは候儀に

神奈川 出張 民部省

タメを以て行はせしむるに及ぶ
洋浪中へ二一の間に上せしめ其の
降下其係は其の如く二一に税を
七の間に二一の間に上せしめ其の
に法費を以て候儀に及ぶ候儀に
而して今般たに色紙の如く候
其の後係を以て候儀に及ぶ候儀に
其の如く候儀に及ぶ候儀に

高直之税之減少之為事
有為事

明治四年

民部省

神
張

民部省

別紙

陸明意以用目的調査

庚午正月と各所陸明意香成切紙

積六千石と也

平均六千石と也

以入費七千石と也

其平均積五石と也

積五石と也

以入費百石積五石と也

神奈川
出帳

民部省

香成と也

以入費目的

合計百石と也

庚午正月と各所陸明意香成切紙

積六千石と也

平均九千石と也

以入費九千石と也

是乃平均指子之様也

張六之乃也

是乃費之指子也

是乃費也

是乃費目的

是乃費之指子也

辛未四月廿九日

神奈川 民部省

是乃費之指子也

平均指子也

是乃費之指子也

是乃費平均指子也

張四之乃也

是乃費之指子也

是乃費也

是乃費目的

合右之族右方右右右族三

心

明治四年未四月 禮學書林

神宮 民部省

3-2187

0069

第拾六号

新潟縣

新潟縣近傍へ燈明臺取建ニ付テ一ホル船へ工部
省官員並脚産英人アラントン兼組其表へ罷越港
内外測量致シ候条不都合無之様可取計事

辛未四月十八日

太政大臣三條実美

無印
手
行

御
判
下

二教者中 外務省
テ一ホ儿船三興行ハ新館既
明形一安多國三修ク而多
者一ハ安多國三修ク而多
三三三三三三三三三三三
辛未年十月十日

外務省

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第拾九号

今般別紙ノ通燈明臺御建築毎夜点燈相成候条
各地方官管轄内廻船ノ者ハ夫々可相達候事

辛未五月十二日

大政大臣三條実美

3-2187

0073

別紙

別紙

辛未八月
改築迄

一 大坂安治川口天保山燈明

第 四 等 不 轉 燈 燈 臺 白 色 木 製 四 角

全前

一 神戶碓泊場ノ西南兵庫和田岬燈明

第 四 等 不 轉 赤 色 燈 燈 臺 白 色 木 製

一 淡路島ノ北岬燈明

第 一 等 不 轉 燈 燈 臺 石 造

辛未二月箱館
戒標元ノ改築

一 箱館港燈明船

赤 色 船 体 二 楫 ア リ 舳 楫 ノ 上 ニ 赤 球 ノ 標 ヲ 掲 ク

濟

寫了

以級紀州河甲控的室在
番城石付付夏十五日出帆之
佛國了不取便公相在久孫
英人各派江番城去送了此若
古出洋港場之候上付出江西局
了候也

五月十日 德川家

神奈川 民部省

外務省
山中

3-2187

0075

辛
五月十五日

校合済

外務省

内中

辨官

吉野

兼貳拾壹号

燈明基之儀より航海必要之標的
其要徑東各地海岸より取役等と同
ニ土人之自是より物之動或より舟屋

等相役より協和より有之得る規律不
正且風雨之常消滅之憂い有之却て
航海者之過失と醸しより今般海
路危険之地は海而細之と處也
其は建築中或は分是より
屬等取役或より新築より見込方より
協和ハ地方官より控へ取細より可

申也り奉

辛未五月

太政官

右之通被

仰公抄方申入也

辛未五月廿五日

後三年六月廿四日改二つ有る也

四年工部省

寫

修田島建集、自是概無英為、
以買上、方兼、口、房、集、人、有、松、海、志、松、子、
立、格、亦、は、得、有、る、事、英、口、使、り、子、月、下、
多、少、也、心、に、在、知、り、し、る、由、言、被、有、者、
於、る、に、用、三、月、寫、集、英、口、使、り、有、る、事、也、
中、途、也、也

辛酉年四月廿五日

工部省

外務省

工部省

類

四年工部省

九月廿七日

任

卿

少丞

三原

指

三原

寫濟

正教士の勅字
不記す

類轉

燈明堂建築ニ付益杖類英國ノ貴人
ニ奉テ雇英人月給被國ノ控ニ三級
同ノ事得ルニ付其ノ事ハ
之ノ事ハ
其ノ事ハ

三年

李

外務省

外務省

部省

了りたる迄

寫濟

○長記

○長記

二部あり

其の右に記し置るべき事あり

其の左に記し置るべき事あり

其の右に記し置るべき事あり

其の左に記し置るべき事あり

其の右に記し置るべき事あり

其の左に記し置るべき事あり

外務省

○長記

○長記

寫了

一

了りたるに信

寫濟

良法あり

善法あり

ニガなる

ニガなる

カ

同前

布告の如く... 各縣に於て... 布告の如く... 各縣に於て... 布告の如く... 各縣に於て...

外務省

外務省

カ

寫

第九千七百号

御

新

御

務

御

事務
事務
事務

事務
事務

事務

具

一 事務

事務

外務省

一 事務

事務

一 事務

一 事務

榎手禮年一

榎手禮年一
新設の通商口岸を以て

諸口岸の海陸交通の便を以て

各國の通商口岸を以て

此の通商口岸を以て

事柄を以て

承意の各通商口岸を以て

不遠の各口岸を以て

外務省

併して出た海陸交通の便を以て

如く積りて口岸を以て

英も亦不遠の各口岸を以て

併して出た海陸交通の便を以て

榎手禮年一の通商口岸を以て

榎手禮年一の通商口岸を以て

榎手禮年一の通商口岸を以て

榎手禮年一

中項事件関係

昨日の件は...	有る半葉...	有私方...	相方と捕...	外務省
----------	---------	--------	-----	-----	---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

プロジェクトの完成の速く秘中の以てするに
カール・グー・グー・グーの建築とブ
ロントの建築の各建築家も（第1回）
丹プロントの人々の完成の速くは
とあり

カール・グー・グー・グーの建築とブ
ロントの建築の各建築家も（第1回）
丹プロントの人々の完成の速くは
とあり

外務省

丹プロントの完成の速く秘中の以てするに
カール・グー・グー・グーの建築とブ
ロントの建築の各建築家も（第1回）
丹プロントの人々の完成の速くは
とあり

昨より俄に海軍の方針が如何なるものか
……の点に懸念を有す

は時局の推移に伴ひて

……なるものあり

如くは……

……なるものあり

……なるものあり

……なるものあり

外務省

通譯……

……なるものあり

……なるものあり

……なるものあり

……なるものあり

……なるものあり

……なるものあり

<p> 諸君の御覧の如く 本日懸念の如く 進用向多々あり 自然佛語懸達 東系持隆 佛語懸達 有る人 </p>	<p> 伊吉刺の存 可之佛語懸達 東系持隆 佛語懸達 有る人 </p>	<p> 外務省 能く 誰が </p>	<p> 米國の 軍部 有る人 </p>	<p> 諸君の御覧の如く 本日懸念の如く 進用向多々あり 自然佛語懸達 東系持隆 佛語懸達 有る人 </p>
--	---	---	---	--

近頃の何れも和國の官廳に事多しと云
た程に之も其の親に之を以て其の
運新に米人の運入の自由を自國の
事柄に立てて之を以て其の英の傳
人との交渉の目録に十分運新の
事柄に上り下り別々に之を以て其の
事及之海

外務省

外務省

外務省

外務省

外務省

外務省

外務省

外務省

外務省

外

寫了

漢列

工部省

イロ

外務省

所行中元重南省... 官佛國... 漢列... 外務省

外務省

... 外務省 ...

...

寫了

一即修飾大至不修時包建
築之海云修賴後一則至東海
視之變方之法則上言海之事
多無事身身知不國事
山口後向東市船雲云云此等之
修動考之難務以中越海系知更
物之方之原之之難字式道
海通之成後修身之世形在者

工部省

申進也

辛未三月十日 工部省

印給者

輔卿

寺島宗則

裁判

公筆保

道に後後示方、又物に屬付属示、
一件に後之先、二、別紙得又、通、
あり、或、返、物、送、上、右、返、物、開、陳、
述、通、懸、懸、務、并、附、属、示、
之、又、更、所、系、端、物、理、前、品、物、
中、各、別、三、收、物、之、懸、懸、
若、介、後、各、部、人、之、採、用、
ル、三、之、在、英、人、之、引、渡、
工部省

遠に先、
了解、
了、解、
致、交、
辛、未、十、二、月、十、三、日、
信、野、三、郎、次、丞

副島分務卿殿
寺島少輔藏殿

工部省

工部省中の燈臺審査に被置し、上考
 造船審査に日本人并所雇佛人等予
 が指圖に随ひ、三ヶ年以前、築調し、引
 續管轄既居し、所々燈臺を至審
 し、官轄に被所し、事、至考之儀、所
 在、及下太燈臺、諸務并其附属
 品、と、抽子、同様、日本政府、以、所、在、所、在
 居燈臺、其、建築、事、を、以、委、任、有、し

工部省

及他人、以、手、之、強、引、渡、し、る、相、濟
 せ、る、所、謂、者、有、之、鋪、と、存、在、果、然、
 燈臺審査と被設し、事、と、抽子、之、以、報、告
 し、且、工部省、全、權、古、之、通、點、燈、之、諸、務
 并、附、属、品、と、總、他、人、に、引、渡、し、以、存
 憲、者、も、以、此、燈、臺、一、件、其、抽子、以、
 年、以、前、より、關係、者、の、以、所、在、事、故
 其、委、任、以、為、問、之、為、且、以、事、件、の、衆

説を比較し、爲工部全權に許し、外回時
に附寄り、お成事、實寫と法、札問者
之可然哉と存あり

此書中、陳述を多し、趣意を移り、互
に信睦なる交際、仰故障を引起
す事、かく只工部省中、諸局に交際
に、要請する定規を、敬奉せん事を、希
望するに已、以て、謹言、頓首、敬白

工部省

西曆一千八百七十二年
正月十五日

ウエルニ

佐野三郎大丞兼燈其法下

工部省中燈甚多審ヲ彼置之上貴下所
盡カニテ築成ニ引渡キ是迄造船審ニ管
轄セシ所ノ燈甚多今般燈甚多審ノ官轄被
所多事至劣ノ儀ト見込趣致承知ヲ就
テ點燈ノ庶務并其附屬品引渡方儀ニ自
貴翰ニ旨趣旨ヲ左ニ致報答也

工部省

儀ニ自最前工部省燈ヲ引渡方申達
ノ節煩述及ニス及然ルニ古ハ建築事業為メ
所雇ノ他人ト強テ引渡及トハ懸念ニ及得共
其儀多之古審ノ願タル抄者之ヲ受取リ其燈
甚多諸務ヲ紗理ニ其附屬品ハ燈甚多審中各
別ニ貯藏ニ以テ引渡ニ相成キ燈甚多用ニ充テ
申及抑工部省ノ事務日盛大且施業ノ進
歩ヲ鞭策ノ為メ我政府ニ商議ノ上本省中

各審司ヲ被分置各其職ヲ分任セシム此燈基
一件ト云フモ政府ヨリノ命ヲ以テ燈基造船之審
ニ本省ヨリ直ニ引渡方申達ニ有之儀ニテ
商量ノ為メ工部全權ノ許他人ヲ招集尋同
ノ後之ヲ施行有リシ事ニテハ否之

此答書中之趣意ハ多ヨリ互ノ親密ナル交
誼上ニ酌ミ支障ヲ引起ス事ヲク工部省
中各課ノ分職ヲ嚴奉シ各局交渉ノ定規ヲ
恪守センコトヲ希望スルコト尤法同様ノ心事也
存

工部省

此一件ニ付尚ほ異存モ依々篤ト及以面談
度多官来ルナセテ午後第二字ニ以テ出
京被下度此段以答旁ヤ進

三月十一日工部大臣兼燈基造船局長

ウエルニ

出下

馬濟

美子四世

御前

御前

御前

信賢之御前

御前

信賢之御前

燈臺書畫... 近勅書... 御前

彼之善情申陳之節... 御前

御前

御前



輔

判

公

燈臺附属品示引取一件并燈臺
 番士の本邦人ヲ採用致後事素より
 之儀ウエルニニ於るも右等被是苦
 痛ト述レテ取テ無シ其後破損修
 繕亦有シ其旨日人建築ノ場ニ
 他人ニ不任其務ノ志願有之尤
 日人建築之燈臺以修繕トブラシ
 トニ任其任務之儀多有同敷哉

工部省

以紙智ノ変紙上登輝ト申進候
 并高紙同令ノ取番細取進知候
 右ノ被引取ノ上ニ燈臺ノ家所
 之儀故知和者尚察以産之ブラント
 其外其職方ノ者以修繕申付候
 儀其旨以之便宜ニ隨ヒ取計申取
 一旦ウエルニ建築セル造船家所
 糖之燈臺ヲ他人ニ修理不任ノ儀

管ハ、船ハ、最初ブラントン建梁ノ電
 信機ヲ電信寮ニ引渡外ハ在在ノ
 手ニ不任又燈臺寮所獲ノ船艦
 ヲ造船寮ニ托シテ工ルニシテ其修
 補差加信儀共ニ其好抄ニブラントン
 ナリ申出候モ同一轍ニ才一省中
 各寮司ヲ設置毎寮其職ニ專
 任有テ該規則ニ相觸ル外ハ在在ノ
 工部省
 響映ニ在在ノ志願ニ
 能任助ニ有テ其尤ニ多ク兩國
 有テ競ニ情實ニシテ以內話ニ在在
 有テ良月被ノ答問ニ拍係無テ極
 深ク差合面討可致心得有テ後
 間此邊以テ有テ度有テ
 儀多ク申出候モ工部省ニ在在
 之上是後ニ有テ其後此院

尚及以是處也

辛未十月十日

佐野燈臺頭

副島外務卿殿

青島外務大臣殿

工部省

校合

後制

海軍

北海道根室四ノ井ノシヤフ等北山燈
明臺建築身尚省附屬テ一
私先以出帆箱館港に於て
震り私乗組ニ等知方英人
一デウカークン儀病罹り其未死
ニ及後別紙ニ通右私長エール
フロリン申立及身所ニ申分ケ上

工部省

探案及有得共何分死骸見出不
申有旨於穿鑿方之後亦用紙傳
依頼取置有旨佐藤於基權以
海軍申立有旨別紙を添付此位及
以是也

山尾三郎少輔

副島外務卿

既中出併睡眼在催以由山出有
 子迷心記以多一り(即床为)事息
 在舟箱離港着前四更胎葉の
 政執^二出港^一着日本政府以催之医
 師着^二出港^一以催^二出港^一以催^二出港^一
 佐名公(申立右医師)診察シ法
 尚^二病^一情^二篤^一ト申通シ^二暫^一行^二治^一療
 シ^二一^一号^二出^一港^二多^一程^二ノ^一事^二又^一吉^二医^一師

工部省

本月の午後五字三十分抄り地行
 中^二船^一止^二多^一程^二ノ^一事^二又^一吉^二医^一師
 會^二事^一速^二右^一船^二方^一に^二達^一右^二医^一師^二診^一察
 有^二後^一症^二之^一由^二上^一右^二船^一方^二に^一達^二右^一医^二師^一
 以^二診^一察^二以^一事^二又^一吉^二医^一師
 右^二病^一情^二篤^一ト申通シ^二暫^一行^二治^一療
 更^二舟^一箱^二離^一港^二着^一前^二四^一更^二胎^一葉^二の^一
 政^二執^一出^二港^一着^二日^一本^二政^一府^二以^一催^二之^一医
 師^二着^一出^二港^一以^二催^一出^二港^一以^二催^一出^二港^一

見舞 方々各医師よりアレン
 江中御方より御座クオーストル
 常々毎時無忌病人宛申し
 昨夜又御座クオーストル
 レレ御座クオーストル
 一字三十分あるを見候其後
 尚人室中ニ在候クオーストル
 申出クオーストル
 工部省
 物外より表々御座クオーストル
 一クオーストル見候御座クオーストル
 穿鑿しし御座クオーストル
 情在知し不申付事必定入水
 有事ト云々御座クオーストル
 御座クオーストル
 均有控令御座クオーストル
 英正御事官分御座クオーストル



多田中丞の御返り書に謹言

テーボル艦長

洋暦千八百九十三年五月五日
工部省

日本政府

煙草官
官負象

工部省

奉
上
之
御
意
申
上
候
事
由
候
由
候
事
由
候
事

後利

冠程

二部有年

外務省

山東及小松原等處之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸

外務省

山東及小松原等處之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸
其地之通商口岸之通商口岸



外務省
工部省

當省附屬之汽船乘組ニ等給力
英人デヨーデウオークニ儀小海道出航中
昔及在病而罹り多病ニ云々此等者其
其後又彼至領事ト云々南省ニ其達此
其後又此承知云成云々此向在云々教
其初云々者達云々信云々此省ニ其後
及在云々之當省云々云々此等者其
其後又此承知云々此向在云々教
其初云々者達云々信云々此省ニ其後

工部省

檢合

海防の要るに由りて

海防

海防

二部ありて 海防

海防の要るに由りて

海防の要るに由りて

海防の要るに由りて

海防の要るに由りて

海防の要るに由りて

海防の要るに由りて

外務省

海防

海防の要るに由りて

一覽物

校合

海利

島理

過日致法通一五共出省省一

お儿船二等續方英之今ヨ一ケウ才

儀箱相館港に於て致入水

此未去世百口所近傍三ツ谷村

口之在船所寄此之舟所拓

使公見公之上一英由船より引後

此舟口使公一舟此舟此舟

工部省

為法心厚中進也

壬申五月廿日工部省

外務省

島中

一覽簿

御

政判

書務

合

一覽簿

丁

工部省

工部省

五月廿日

山尾三郎次補

副島外務卿

御覽の旨に準じ、深しき所を以て為御通

考者(姓名) 丁未の年、船は月夜に帆

たふし、同船(船名)の船方(氏名)

マウケシジ(名)は、神入港(港名)の

渡り、死に、其(船名)の乗上り、仕

西(年)の(月)日、(日)に、(船名)の(氏名)

を、(氏名)の(住所)及び(住所)に、

(住所)

(住所)

(住所)

(住所)

(住所)

(住所)

(住所)

(住所)

(住所)

別紙

寫濟

寫了

テーポル船乗組員等機方は薩摩
 人マクケジ一家昨初日午後第四字以
 同船は薩摩人水夫及び西人船員等
 水泳羅生を處第四字三分迄西人等
 一時休息澤轉車水撿板上り是内
 風らマクケジ一家水中へ落し其後浮
 出る申し是より早陳水夫等之目水中
 潜入所を穿鑿せしむ一向西人等後之
 工部省
 小碇海女等前々探索及至陽を更
 不見當後之早陳を庫物におぼし
 穿鑿方可に配中一回復第十字に碇を
 西船引上りおぼしなり(東)船長ブル
 美英園士相由且同國船師一おぼし
 種々瘡を以て加し得る實早一治療
 難約而旨申すは信之船長長安又美
 園士は在越前書に記す申すは其の如



歸港之上等生可申先事而不敢請報
念申之及女以中其也

左神戶

壬申六月廿五庚子字 四年田豐絶

横濱

燈其察

法中

工部省

退而此船至の三日午前第三字

神戸出航之積法也

鳥丁

卿 証

受付

邦國諸港口等以築造相成

燈の臺等寫字之儀法申越致

承知見下通函指式致差進

中取旨法諸自一可等之費

差進積二付代價法多等

不取費法及法通等也

幸申目書 山尾之部

工部省

副島外務少丞

進言官六不取費等

多取費二可也